



日本版スチュワードシップ・コード再改訂に伴う対応について

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」）は、2014年5月30日に『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下「日本版スチュワードシップ・コード」）の受入れを表明し、スチュワードシップ活動に取り組んでまいりました。

今般、GPIFは、2020年3月24日に再改訂された「日本版スチュワードシップ・コード」（再改訂版コード）の趣旨に賛同し、2020年6月29日に「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を更新しました。

今回の更新にあたっては、その対象資産を株式から全資産に拡大したほか、ESGの考慮をより明確化しました。

また、前回の更新時と同様、コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）に留まらず、被保険者からの十分な理解を得る観点から、コンプライ・アンド・エクスプレイン（原則を実施している項目に関しても、自らの具体的な取組について積極的に説明を行う）の考え方を取り入れています。

引き続き、インベストメントチェーンの参加者として、また、アセットオーナーとして長期的な投資収益の拡大を図る観点から、投資先及び市場全体の持続的な成長に貢献し、スチュワードシップ責任を果たす取組を推進してまいります。

以上